



地方税法が改正されました  
**税制改正による軽自動車税・法人住民税などの主な変更点**

**軽自動車税**

**平成27年度から税率の改正**

地方税法などの改正に伴い、平成27年度分から軽自動車税の税額を改正します。**表1**

軽四輪などの軽自動車については、グリーン化を進めるため、平成28年度以降に新規登録から13年経過した車は増額されます。

**法人住民税**

**法人税割の税率の改正**

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成26年10月1日開始事業年度分から法人住民税の法人税割の一部を国税化（法人税額の4・4割を地方法人税として徴収）し、地方交付税の原資とされます。このため、法人住民税の法人税割の税率を引き下げます。**表2**

**個人住民税**

優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を3年間延長

昭和63年度～平成26年度を、昭和63年度～平成29年度まで延長。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を3年間延長

昭和57年度～平成27年度を、昭和57年度～平成30年度まで延長。

☎ 34・2112  
 税務課課税第一係

**固定資産税**

**新規の特例措置の創設と適用期限の延長**

**新規の特例措置の創設**

● 浸水防止用設備

浸水想定区域内の地下街などの所有者、または管理者が水防法に規定された浸水防止計画に基づいて、浸水防止用設備を購入したとき。

取得期間 4月1日～平成29年3月31日

対象資産 止水板、防水扉、排水ポ

**表1** 軽自動車税額一覧

車種区分		現行年税額	改定後年税額			
			平成27年度	平成28年度以降		
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	平成27年度と同額		
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円			
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円			
	ミニカー	2,500円	3,700円			
小型特殊	農耕作業用	1,000円	2,000円			
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円			
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円			
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円			
軽自動車	四輪乗用 （5ナンバー）	営業用	5,500円		6,900円	注3
		自家用	7,200円		10,800円	
	四輪貨物 （4ナンバー）	営業用	3,000円	3,800円		
		自家用	4,000円	5,000円		
	三輪		3,100円	3,900円		

注1 平成27年3月末までに新規登録した軽自動車は、平成27年度以降も「現行年税額」を適用  
 注2 平成27年4月1日以後に新規登録した軽自動車は、平成27年度以降「改定後年税額（平成27年度）」を適用  
 注3 平成28年度以降において、新規登録日（初度検査年月）から13年経過した軽自動車は「改定後年税額（平成28年度以降）」を適用

**表2** 法人住民税の法人税割の税率の改正

	現行	改正後
町民税	12.3%	9.7%
県民税	5.0%	3.2%
合計	17.3%	12.9%



## 8月の納付（普通徴収分）

納期限 **9月1日**(月)

種類 ●町県民税（第2期分） ●国民健康保険税（第2期分） ●介護保険料（第2期分） ●後期高齢者医療保険料（第2期分）

### 安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までに行ってください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

●ノンフロン製品  
●自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器を購入したとき。  
●取得期間 4月1日～平成29年3月31日  
●対象資産 CO2ショーケース、空気冷凍システム  
●特例率 課税標準に4分の3を乗じた額  
●特例措置期間 3年度分  
●大規模建築物などの耐震改修に係る減額措置の創設

●不特定多数の人が利用する大規模な建築物などで、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難経路に敷地が接する建築物の耐震改修を行ったとき。  
●改修工事期間 4月1日～平成29年3月31日  
●（建築基準法に基づく耐震基準に適合する改修工事を行った場合）  
●特例措置期間 2年度分（工事が完了した年の翌年度から）  
●特例率 対象家屋に係る固定資産税の2分の1（1年度分改修費用の2.5割まで）  
●適用期限の延長 公共の危険防止のために設置され

## 町税などの納期内納付を

町税などは納期限までに納付しましょう。

町税などは自主的に納付していただくものです。納期限までに納付しないと、納期限までに納めた人との公平を保つため、本来の税額のほかに督促手数料・延滞金もあわせて納めていただくことになります。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

た施設、または設備について、適用期限を2年延長  
●汚水または廃油処理施設  
●大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設  
●対象資産 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置  
●土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設  
●対象資産 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置  
☎ 税務課課税第二係 ☎ 34・2113

### 奈良県桜井県税事務所からのお知らせ

## 個人事業税の納期内納付を

桜井県税事務所 ☎ 43-3131

第1期分の納期限 **9月1日**(月)

第2期分の納期限 **12月1日**(月)

個人事業税の納付書は、第1期分・第2期分をまとめて同封しています。お間違いのないようご注意ください。第2期分の納付書は、納期まで保管し、納期限（12月1日(月)）までに納付してください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期分の納期に全額を納付することになっています。  
※第1期分・第2期分をまとめて第1期分の納期限までに納付することもできます。  
※コンビニエンスストアでの納付やペイジー（パソコン・携帯・ATMからの納付）もできます。  
※口座振替制度もご活用ください。申込は金融機関で。